

平成20年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査及び
一般病棟で提供される医療の実態調査に係る
第4回分科会等での指摘事項等について

	第4回分科会での指摘事項	対応状況
1	【医療療養病床関係】 「各医療機関における分類の適切性」及び「提供されている医療サービスの質の検証」に資するデータを整理し、資料を提出してほしい。	資料「慢一3」「慢一4」「慢一5」
2	【医療療養病床関係】 医療区分の安定性について、各医療区分において変動のあった患者の割合と、病棟としてみた場合の医療区分構成比の変動について、追加の分析を行ってほしい。	資料「慢一2-2」
3	【一般病床関係】 13:1又は15:1 病棟と医療療養病棟における薬剤の使用状況についての比較を追加してほしい。	資料「慢一7」

	その他の指摘事項等	対応状況
4	【医療療養病床関係】 患者特性調査でQ1を算出していたが、はずれ値であった病院に対し、記載間違い等でないかどうか、確認すべき。	資料「慢一4」
5	【一般病床関係、資料の再提出】 「一般病棟で提供される医療の実態調査」の集計結果について、データクリーニングの結果、分析対象となる件数が増加したため、資料を再提出する。	資料「慢一6」
6	【一般病床関係】 13:1又は15:1 病棟において在院91日以上となる患者のうちの、「特定患者」及び「特定除外対象患者」の内訳等を示してほしい。	資料「慢一7」

診調組 慢 - 1
2 1 . 7 . 2 9

中医協 診 - 2
2 1 . 7 . 1 5

慢性期入院医療の包括評価調査分科会の課題等について

1. 短期

平成 22 年診療報酬改定に向け、既存のデータを用いて、以下の検討を行う。

○患者分類の妥当性の検証

○各医療機関における分類の適切性の検証

○提供されている医療サービスの質の検証

2. 中・長期

医療療養病床と機能が近接している病床等を含め、慢性期医療に係る調査・分析を行う。

その際、慢性期医療の定義・範囲を明確にしておく必要があるが、現時点では、さしあたり一般病床の一部から介護保険施設の一部までが想定される。

当面は、このうちの一般病床に係る部分から検討することとし、その結果を踏まえて、慢性期医療の定義・範囲についてあらためて検討する。

一連の検討結果は、適宜、基本問題小委員会に報告し、そこでいただいた意見をさらに反映させながら慎重に調査・分析を進めることとしたい。